

●「札幌市自殺総合対策行動計画」の策定について

札幌市では、自殺死亡者数が高い水準で推移している深刻な状況を受け、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するための今後5年間の具体的な取り組みをまとめた「札幌市自殺総合対策行動計画」を策定しました。これは、自殺対策を社会全体で取り組まなければならない緊急課題ととらえ、関係機関や関係団体との連携・協力を図りながら、多様な自殺の要因や特性に応じた対策を進めていこうというものです。

今後はこの計画に基づき、市民1人1人がかけがえのない命を守ることの大切さを認識し、元気に暮らせるまちの実現を目指していきます。

1 札幌市の自殺の現状

(1) 年間自殺死亡者数の推移

平成8年までは200～250人であったものが、平成9年に307人、平成10年には416人と急増。その後も減少傾向が見られず、平成19年には419人、平成20年には477人となった。札幌市の自殺者数は全道の自殺者数の約3割を占める。

(2) 自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）

平成20年度は25.1で、政令指定都市において第2位。北海道の自殺死亡率の28.0よりは低いが、全国の自殺死亡率の平均24.0を上回っている。

(3) 自殺の原因・動機の特徴

全国に比べ、特に男性において、経済・生活問題の割合が相対的に高い。

2 札幌市のこれまでの自殺対策の取り組み

平成15年4月～ 「健康さっぽろ21」※に基づき「休養・こころの健康づくり」事業を推進。

※ 21世紀の市民1人1人が生涯を通して健康を実現するための指針。平成14年12月に策定され、平成15年度から平成24年度を計画期間とする。

平成20年8月～ 庁内9局16部の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を設置し、札幌市の自殺の要因を分析。

平成21年7月～ 上記連絡会議を発展させた、生島副市長を委員長とし14局の局長などで構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置し、「札幌市自殺総合対策行動計画（案）」を検討。

3 「札幌市自殺総合対策行動計画」について

(1) 策定の目的

自殺の背景には、経済・生活問題や健康問題、家庭問題等が複雑に関係しており、個人の問題として片付けられない社会的要因があることから、自殺対策を社会全体で取り組まなければならない緊急課題ととらえ、総合的かつ効果的に推進するための具体的な取り組みを示す。

(2) 計画期間

平成21年度～平成25年度

※ 同計画は、平成22年3月18日から、札幌市精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）や各区役所等で配布。ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/>）からの閲覧も可能。

(3) 基本理念

『気づく』『つなぐ』『見守る』共に支えあうまちづくりを進めます」

(4) 目標

「ひとりでも多くの命を救う」

(5) 基本的視点

- ① 総合的な対策の推進
- ② 地域や世代・性別の特徴に応じた取り組みの推進
- ③ 関係機関、関係団体等との連携を強化した取り組みの推進

(6) 基本施策

- ① 自殺の実態を明らかにする
- ② 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ③ 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- ④ 心の健康づくりを進める
- ⑤ 適切な精神科医療を受けられるようにする
- ⑥ 社会的な取り組みで自殺を防ぐ
- ⑦ 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- ⑧ 遺された人の苦痛を和らげる
- ⑨ 民間団体との連携を強化する

(7) 重点的な取り組み項目

- ① 自殺の現状の分析に基づく重点取り組み項目
- ② 市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるための重点取り組み項目

4 平成 22 年度の主な自殺予防対策事業

(1) 対面型相談支援事業

講演会やシンポジウム、多重債務相談会の開催など

(2) 電話相談支援事業

「北海道いのちの電話」の運営支援など

(3) 人材育成事業

救急看護師や地域で活動する福祉・保健関係者等を対象とする研修の実施など

(4) 普及啓発事業

各種媒体を活用した PR 活動、パネル展の開催、民間団体等との共催による各種イベントでの PR 活動など

(5) 強化モデル事業

まちづくり事業と連携した地域密着型自殺対策事業、地下鉄駅構内へのブルーライト設置による自殺防止効果検証事業など

問い合わせ先

保健福祉局保険福祉部精神保健福祉センター 清水・窪田

電話 622-5190